

○財務省告示第二百四十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十五年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年七月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

五	四	三	二	一	表第一の六の項名	関税暫定措置法別	輸入数量
					七、八三四トン	○トン	○・三トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
一二〇トン	四五〇トン	三、〇七四トン	二八、八二四トン	二、九一四トン	三三トン	三四六、九四一トン	一九〇、八六二トン	一、三四九、八七五トン	二〇、八四八トン	一四一トン	一、一七二トン	七、二一七トン	一〇トン	一トン	二トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二三	二一	八、一九六トン
一三四トン	一・〇トン		二、五一四トン	八五四トン	〇トン	四トン	六九〇トン	三〇三トン	